

別表第3

変更届出書の添付書類一覧表

変更事項	添付書類
<p>第1号関係 (氏名、名称又は法人の代表者の氏名に限る。)</p>	<p>個人るとき：住民票の写し（本籍（外国人にあつては国籍等）が記載されたものに限る。） 法人るとき：法人の登記事項証明書</p>
<p>第2号関係 (法人の主たる営業所の所在地に限る。)</p>	<p>法人の登記事項証明書</p>
<p>第3号関係</p>	<p>・利用者等の損害を賠償する書類として国土交通省令で定めるもの（保険契約書の写し又は共済契約書の写し） ・随伴用自動車の任意自動車保険契約書等の写し（任意） ※ 随伴用自動車の増車又は入替の場合（減車は除く。）</p>
<p>第4号関係</p>	<p>選任する安全運転管理者等が内閣府令で定める要件を備えていることを証明する書類として規則で定めるもの [必須] 住民票の写し（個人番号カードの提示を受けた場合を除く。） ※個人番号カードの提示を受けた場合は、可能な限り、その表面の写しの提出を受けること（この際、個人番号カードの裏面の写しを作成してはならない）。 [いずれか] 自動車の運転管理経歴書、資格認定証明書の写し、教習終了証明書の写し [任意] 運転免許証の写し</p>
<p>第5号関係 (役員が新たに就任したとき（再任を除く。）。)</p>	<p>・法人の登記事項証明書 ・役員住民票の写し（本籍（外国人にあつては国籍等）が記載されたものに限る。） ・役員について心身の故障により自動車運転代行業の業務を適正に実施することができない者に該当しない者であることを証する書類として規則で定めるもの ・法第3条第5号に該当しない者であることを誓約する書面 ・精神機能の障害に関する医師の診断書（法第3条第5号に該当しない者であることが明らかであるかどうかの別を記載したものに限る。）</p>
<p>(役員が再任され又は退社したとき。)</p>	<p>法人の登記事項証明書</p>
<p>(役員氏名に変更があったとき（就任・再任・退任を除く。）。)</p>	<p>・法人の登記事項証明書 ・役員住民票の写し（本籍（外国人にあつては国籍等）が記載されたものに限る。）</p>
<p>第6号関係</p>	<p>・随伴用自動車の車検証の写し（任意） ※ 随伴用自動車の増車又は入替の場合（減車は除く。）</p>

法  
第  
五  
条  
第  
一  
項